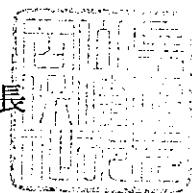


健 第 535 号
平成23年8月2日

岡山県医師会長 }
岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長



予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

のことについて、厚生労働省健康局長及び医薬食品局長から、別添のとおり通知がありましたので、ご了知いただきますようよろしくお願いします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知についてご配慮くださいますようお願いします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になります。

記

○送付書類

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

平成23年7月22日付け健発第0722第1号厚生労働省健康局長通知及び
同日付け薬食発第0722第1号厚生労働省医薬食品局長通知

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班
蜂谷 裕子
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
Tel. 086-226-7331
Fax. 086-225-7283

健発第0722第1号
薬食発第0722第1号
平成23年7月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

医薬食品局長

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第85号。以下「改正法」という。）については、平成22年3月12日に第174回通常国会に提出され、第177回通常国会に継続審議となり、本年7月15日に可決成立し、本日公布・一部施行されたところである。

また、改正法の施行のため、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第226号）及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成23年厚生労働省令第90号）が本日公布され、施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。



記

第一 改正法の趣旨

平成21年春に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）については、感染力は強いものの、病状の程度がそれほど重くならないものであったことを踏まえ、予防接種を受ける努力義務を国民に対して課すことは適切ではないと判断し、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種としてではなく、厚生労働大臣が実施主体となり臨時応急的に接種を実施した。

また、この接種による健康被害の救済等については、同年秋の第173回臨時国会で成立した「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」（平成21年法律第98号）に基づき実施することとした。

このような経緯を踏まえ、今後、先般の新型インフルエンザ（A/H1N1）と同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザが発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の規定を整備するものである。

第二 改正法による予防接種法の一部改正

一 予防接種の実施に関する事項

1 臨時の予防接種

(1) 厚生労働大臣は、2類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとすること。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をすることとする。（第6条第3項関係）

(2) 国は、臨時の予防接種（(1)の予防接種を含む。以下同じ。）の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとすること。（第6条第4項関係）

2 予防接種の勧奨

市町村長又は都道府県知事は、1類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するものとすること。また、当該対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを勧奨するものとすること。（第7条の2関係）

3 被接種者等の責務

予防接種を受けるよう努める責務を、1の(1)の予防接種の対象者については課さないものとすること。（第8条関係）

二 費用負担に関する事項

1 費用の負担

一の1の(1)の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。（第22条第2項関係）

2 実費の徴収

一の1の(1)の予防接種を行った市町村は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができるものとすること。（第24条関係）

三 事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている一の1の(1)の予防接種の実施に係る事務は地方自治法の第1号法定受託事務とすること。（第25条関係）

四 損失補償契約に関する事項

政府は、この法律の施行の日から5年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチン（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。）について、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売について、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の3第1項（特例承認）の規定により同法第14条の承認を受けているものに限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができること。また、購入契約（損失補償契約を締結する場合に限る。）を締結する場合には閣議の決定を、損失補償契約を締結する場合には国会の承認を得なければならないこと。（附則第6条関係）

第三 改正法による新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正

一 題名を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」とすること。

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の副作用救済給付に係る政令の規定を参照して、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項を政令で定める旨の規定を削除すること。（第5条関係）

三 「特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者」との補償契約に関する規定を削除すること。（第11条関係）

第四 改正法の附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の一から三まで、第三の二及び第四の二については、この法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（改正法附則第1条関係）

二 新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等については、予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととすること。（改正法附則第3条関係）

三 検討

- 1 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（改正法附則第6条第1項関係）
- 2 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（改正法附則第6条第2項関係）

四 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとすること。

第五 その他

健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令は、改正法により新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の法律名が変更となることに伴い、必要となる政省令の整理を行うものであること。

(五) 採査の許可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が当該採査に係る事業を引き続き行おうとするときは、被相続人の死亡後六〇日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならないものとすることとした。(第一〇〇条の九関係)

(六) 経済産業大臣は、鉱物の存在状況の把握等のため必要があると認めるときは、採査の許可を受けた者に対し、その採査の結果を報告すべきことを命ずることができるものとすることとした。(第一〇〇条の一関係)

(七) 経済産業大臣は、鉱物の存在状況の把握等のため必要があると認めるときは、採査の許可を受けた者に対し、その採査の結果を報告すべきことを命ずることができるものとすることとした。(第一〇〇条の一関係)

(八) 経済産業大臣の権限は、鉱業法に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができるものとすることとした。(第一四五条関係)

(九) 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止により、石油及び可燃性天然ガス資源開発法を廃止するものとすることとした。

(十) 経過措置等

1 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定することとした。(附則第二条、附則第九条及び附則第三条、附則第二十五条関係)

2 関係法律について所要の改正等を行うこととした。(附則第一〇条、附則第二二条関係)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、その施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。(附則第二六条関係)

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。

(十一) 費用の負担

1 (一) の(1)の予防接種を行つたために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の四

分の一を都道府県が、二分の一を国がそれ

ぞれ負担することとした。(第二三条第二項関係)

◇予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正する法律(法律第八五号)(厚生労働省)

一 予防接種の実施に関する事項

(一) 臨時の予防接種

(1) 厚生労働大臣は、一類疾病のうち当該

疾病にかかる場合の病状の程度を考慮

して厚生労働大臣が定めるもののまん延

予防上緊急の必要があると認めるとき

は、その対象者及びその期日又は期間を

指定して、政令の定めるところにより、

都道府県知事を通じて市町村民に対し、

臨時に予防接種を行うよう指示すること

ができるものとした。この場合において、

都道府県知事は、当該都道府県の区域内

で円滑に当該予防接種が行われるように、

当該市町村民に対し、必要な協力をする

ものとした。(第六条第三項関係)

(2) 国は、臨時の予防接種(1)の予防接種

を含む。以下同じ。)の円滑な実施を確保

するため、ワクチンの供給等に因る必要な措置を講ずるものとした。(第六条第四項関係)

予防接種の効果

市町村民又は都道府県知事は、一類疾病

に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを奨励するものとした。また、当該対象者が一六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを奨励するものとした。(第七条の二関係)

被接種者等の貢務

予防接種を受けるよう努める貢務を、

ものとした。(第八条関係)

(十二) 費用の負担

1 (一) の(1)の予防接種の対象者については課さないものとした。(第八条関係)

2 費用の負担

1 (一) の(1)の予防接種を行つたために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の四

分の一を都道府県が、二分の一を国がそれ

ぞれ負担することとした。(第二三条第二項関係)

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正する法律(法律第八五号)(厚生労働省)

1 題名を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」とした。

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参照して、給付の額、支給方法その他給付に関する必要な事項を政令で定める旨の規定を削除した。(第五条関係)

(一) 実費の徴収

1 (一) の(1)の予防接種を行つた者は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができるものとした。(第二四条関係)

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参照して、給付の額、支給方法その他給付に関する必要な事項を政令で定める旨の規定を削除した。(第五条関係)

3 事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村民が処理することとされている1(一)の(1)の予防接種の実施に係る事務は地方自治法の第一号法定委託事務とした。(第二五条関係)

4 損失補償契約に関する事項

政府は、この法律の施行の日から五年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造

販売業者(新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売について、薬事法第一四条の三第一項(特例承認)の規定により同法第一四条の承認を受けているものに限る。)を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができることとした。また、購入契約(損失補償契約を締結する場合に限る。)を締結する場合には閣議の決定を、損失補償契約を締結する場合には国会の承認を得なければならないこととした。(附則第六条関係)

三 附則関係

1 新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの及び今回の新型インフルエンザについては、予防接種法の一部を改正する法律(平成二三年法律第一一六号)附則第三条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととした。(改正法附則第三条関係)

2 検討

(一) 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規

定の施行の状況等を勘察し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(改正法附則第六条第一項関係)

(二) 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に

関する国、製造販売業者等の関係者の役割

の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(改正法附則第六条第二項関係)

(三) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

**第
一
六
条
及
び
第
二
七
条
を
削
る。**

第十九条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

第六条 政府は、予防接種法及び新型インフルエンザ等の対策に関する法律

エンサ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行の日から五

型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを
いう。(以下同じ)について、世界的規模で齋

給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の

生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新

型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十二条第一項）

一五年法律第百四十五号) 第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型インフルエンザ等感染症ワクチンの

製造販売（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。）について、同法第十四条の三

第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするも

のを含む。)に限る。)を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワ

ケチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他の賠償費用(アーノン・ペイメントミーティング)

の他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約

（以下「損失補償契約」という。）を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約（当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワ

クチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。)を締結する場

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで当該損失補償契約（次項の規定による）を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る)を締結することができる。

第二条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法

四次中「第三章 特別承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約(第十一條)」を削る。

第一条中「とともに、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償する」を削り、「の円滑な実施」を「による健康被害の迅速な救済」に改める。

第二条第四項、第五条第一項及び第三章を削る。

附則第一項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」の下に「平成十四年法律第二百九十二号」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条第九条、第二十二条第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法)の一部改正に伴う
経過措置)

に係る情報を公表したもの（以下この項において「特定新型インフルエンザ」という。）予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号。以下この項において「平成二十三年改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち平成二十三年改正法第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は平成二十三年改正法第一条の規定による改正後の予防接種法（以下この項において「改正後予防接種法」という。）第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び平成二十三年改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（うち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものを除く。次項において同じ。）と「同項」とあるのは「新法第三条第一項」とする。

（地方自治法の一都改正）

第四条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のようすに改正する。

別表第一「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）」の項中「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（住民基本台帳法及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）別表第一の五十七の二の項

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九百九十二号）附則第十九条の二（見出しを含む。）

檢討

(検討) 第六条 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘査し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行の日から五年以内に緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。）等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

政令

都市再生特別措置法の一
部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十三年七月二十二日
内閣総理大臣
菅直人

政令第一百一十四号

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

法律(平成二十三年法律第二十四号)附則第一条
本文の規定に基づき、この政令を制定する。
都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施
行期日は、平成二十三年七月二十五日とする。

內閣

財務大臣 野田佳彦
国土交通大臣 大畠章宏

環境大臣 江田 五月

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する

政令をここに公布する。

御名御傳

平成二十三年七月二十二日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百一十五号 都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十一号）第十九条第三項、第十九条の二第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。
（都市再生特別措置法施行令の一部改正）
第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第二百九十九号）の一部を次のよう改定する。
第十五条を第十六条とし、第九条から第十四条までを一章ずつ繰り下げる。
第八条各号列記以外の部分中「第十四条第一号二」を「第十五条第一号二」に改め、「河川法」の下に「昭和三十九年法律第二百六十七号」を加え、同条第一号イ（中）「道路法」の下に「昭和二十七年法律第二百八十八号」を加え、同条を第九条とする。
第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第三条から第五条までを削り、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。
（協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規制）
第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。
（熱供給施設に準ずる施設）
第三条 法第十九条の二第一項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラ、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。
（公共下水道管理者の許可に係る基準）
第四条 法第十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

一 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠は、暗渠^{アムキ}とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

二 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ 地震によつて公共水道による下水の排水及び処理に支障が生じないよう可撓維手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

又 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭氣の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。
ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。
三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。
ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。
(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)
第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。
附則第二項中「第十四条」を「第十五条」に改める。
(租税特別措置法施行令の一部改正)
第二条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のようて改正する。
第七条の二第三項第三号中「第二十九条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。
第十一条の二第七項第一号中「第一条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。
第二十九条の五第二項第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。
第三十八条の四第十七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第三条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「及び都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)」を削る。

(内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正)

第四条 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令(昭和四十七年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第五条第一項、」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項」を削る。

(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「及び」を「並びに」に「から第五項まで」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

一 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)第二十三条第一項第十号

二 総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号)第十九条第二項第四号

(国土交通省組織令(平成十二年政令第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六条 国土交通省組織令(平成十二年政令第一百五十五号)の一部を改め、

一百六十六条第五号中「第二十九条第一項第一号及び第四号」を「第二十九条第一項第三号」に「これらの」を「当該」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「並びに」を「及び」に改める。

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年七月二十五日)から施行する。

附 則
(施行期日)
この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年七月二十五日)から施行する。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)

第六条 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十一号削る。

内閣総理大臣 菅 直人

財務大臣 野田 佳彦

法務大臣 江田 五月

厚生労働大臣 高木 義明

国土交通大臣 大島 章宏

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百一十一条

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

一 消費税法施行令(昭和六十三年政令第二百六十号)第十四条第三号

二 質器の移植に関する法律附則第十一号

三 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第二百三十三条第二項

四 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)第五条第一項の表感染症

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

予防接種検査分科会の項

この政令は、公布の日から施行する。

所得税法施行規則の一部を改正する省令所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二条中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」に改める。

この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

(健康保険法施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一 健康保険法施行規則(昭和十五年内務省令第三十六号)第九十八条第九号の二、

二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第八十六条第十号

三 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十二号)第五条の五第九号の三及び

四 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の二第五号の二及び

五 第二十七条の十二第九号の三、

六 第二十九条の二及び第六十一条第八号の二

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 国土交通省令第五十三号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第十九条の六ただし書(第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第二十九条第三項及び第七十条第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。)

平成二十三年七月二十一日
国土交通大臣 大畠 章宏
正する省令

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)
第一条 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「都市再生特別措置法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同項第十二号中「第一項第一項たたし書」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の十二条を加える。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第一條の五 法第十九条の九第一項の同意は、

規定により都市施設に関する都市計画事業の

施工定者として定められた者が当該都市施

設に開する都市計画に適合して行う行為とす

る行為に係る同意に関する協議

第一條の二 法第十九条の八第一項の規定によ

る協議の申出をしようとする協議会は、協議

書に当該申出に係る民間都市再生事業に関す

る次に掲げる書類を添えて、これらを国土交

通大臣に提出するものとする。

(民間都市再生事業計画に係る同意に関する

協議)

第一條の七 法第十九条の十一項の規定によ

り協議の申出をしようとする協議会は、協議

書に当該申出に係る民間都市再生事業に関す

る次に掲げる書類を添えて、これらを国土交

通大臣に提出するものとする。

(整備計画に記載しようとする事業並びに

その実施主体及び実施期間に関する事項を

記載した書類

許可の権限を有する者に提出するものとす

る。

一 整備計画に記載しようとする事業並びに

その実施主体及び実施期間に関する事項を

記載した書類

許可の権限を有する者に提出するものとす

る。

二 都市計画法第三十条第一項各号に掲げる

事項に相当する事項を記載した書類

三 都市計画法第三十条第二項の書面に相当

する書面及び同項の図書に相当する図書

(開発行為に係る同意の基準)

第一條の四 法第十九条の八第一項の同意は、

都市計画法第三十三条第一項各号(同条第四項及び第五項の条例が定められているときには、当該条例で定める制限を含む。)のいずれに該当しないときは、これをすることができない。

(土地地区画整理事業に係る同意に関する協議)

第一條の八 法第十九条の十第一項の同意は、

法第二十二条第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることはできない。

(市街地再開発事業に係る同意に関する協議)

第一條の九 法第十九条の十一第一項の規定によ

る協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る土地地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

(土地区画整理事業に係る同意の基準)

第一条の五 法第十九条の十一第一項の同意

土地区画整理法第九条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(土地区画整理事業に係る証明書の交付)

第一条の六 土地区画整理法第四条第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の九第二項の規定により土地区画整理法第四条第一項の認可があるものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(民間都市再生事業計画に係る同意に関する

協議)

第一條の二 法第十九条の八第一項の規定によ

る協議の申出をしようとする協議会は、協議

書に当該申出に係る民間都市再生事業に関す

る次に掲げる書類を添えて、これらを国土交

通大臣に提出するものとする。

(整備計画に記載しようとする事業並びに

その実施主体及び実施期間に関する事項を

記載した書類

許可の権限を有する者に提出するものとす

る。

一 整備計画に記載しようとする事業並びに

その実施主体及び実施期間に関する事項を

記載した書類

許可の権限を有する者に提出するものとす

る。

二 都市計画法第三十条第一項各号に掲げる

事項に相当する事項を記載した書類

三 都市計画法第三十条第二項の書面に相当

する書面及び同項の図書に相当する図書

(開発行為に係る同意の基準)

第一條の四 法第十九条の八第一項の同意は、

都市計画法第三十三条第一項各号(同条第四項及び第五項の条例が定められているときには、当該条例で定める制限を含む。)のいずれに該当しないときは、これをすることはできない。

(土地地区画整理事業に係る同意に関する協議)

第一條の八 法第十九条の十第一項の同意は、

法第二十二条第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることはできない。

(市街地再開発事業に係る同意に関する協議)

第一條の九 法第十九条の十一第一項の規定によ

る協議の申出をしようとする協議会は、協議

書に当該申出に係る土地地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

(市街地再開発事業に係る同意の基準)

第一条の十 法第十九条の十一第一項の同意

土地区画整理法第七条の十四第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十一 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十二 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十三 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十四 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十五 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十六 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十七 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十八 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十九 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十一 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十二 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十三 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十四 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十五 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十六 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十七 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十八 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の二十九 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)